

あじ・さば漁業の許可方針の一部改正について

令和 7 年 7 月 1 8 日
水産課 漁船漁業班

1 許可方針の一部改正の概要

- (1) 許可の有効期間を 1 年から 3 年に延長
- (2) 期中の追加公示を可能にし、新規の申請希望に対応

2 経緯・経過

- 令和 6 年 7 月、一都三県連合海区漁業調整委員会の場で、東京海区の委員から、許可の有効期間の延長の要望があった
- 令和 6 年 1 1 月～令和 7 年 3 月、一都三県の行政担当者間で、①許可の有効期間を延長すること、②新規の申請希望に対しては、許可等の上限の範囲内であれば、年に 1 回、期中の追加公示を行うことを確認した
- 令和 7 年 4～5 月、県内関係者（漁業者、海区委員等）への聞き取りにより、①現在、大きな調整問題は生じていないため、許可の有効期間を延長しても問題ない、②調整問題が生じた場合に話し合う体制は必要との意見があった
- 令和 7 年 5 月、一都三県の行政担当者間で調整の結果、許可の有効期間を 3 年とすることを確認した

3 許可等の取扱いの変更

	新	旧
許可の有効期間	3 年	1 年
新規申請希望への対応	許可等の上限の範囲内であれば、許可期間中は、年に 1 回、追加公示を行う	許可等の上限の範囲内であれば、一斉更新で対応 許可期間中の追加公示は行わない
起業の認可の取扱い	認可の有効期間は 1 年とし、期間中に許可へ移行できない場合、期間の延長により対応	認可の有効期間は 1 年とし、一斉更新に合わせて対応
連合海区漁業調整委員会	以下の①～③の場合に開催 ① 許可の一斉更新を迎えるとき ② <u>いずれかの都県があじ・さば漁業の追加公示を行うとき</u> ③ その他、連合海区による協議が必要と認められるとき	①及び③の場合開催